

こども誰でも通園制度（仮称）及び試行的事業の概要について

【国】こども誰でも通園制度（仮称）のポイント

- 保育所等に通っていないこどもを含めて、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化することは、こども基本法の基本理念（全てのこどもも権利を守ることを）を反映する意味でも重要。
- 子育ての過程の中では「孤立した育児」となることも考えられ、そうした世帯やこどもへの支援をより適切に、きめ細かく行っていくことも求められている。
- こども誰でも通園制度（仮称）は、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる仕組みとして創設。
- 一時預かり事業とは異なり、給付制度とすることで一定の権利性が生じるほか、利用に当たり市町村に対して認定の申請が必要であることから、支援が必要な家庭の把握などにつなげていくことができる。

【国】制度創設に向けたスケジュール

【2023年度及び2024年度】

- ・本格実施を見据えた試行的事業の実施及び試行的事業の実施状況を踏まえつつ制度実施の在り方について検討を深める。
- ・150自治体程度を想定。

【2025年度】

- ・子ども・子育て支援法に基づく地域こども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図る。

【2026年度】

- ・子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において実施。

【旭川市】試行的事業の実施に当たったの考え方等

- 全てのこどもの育ちを応援するという制度の意義を踏まえ、本制度を活用することにより子ども・子育て環境の充実に資する取組となるよう検討を進める。
- その際、本格実施が予定されているため、スムーズに移行するためにも試行的事業に参加することが望ましい。
- その一方、類似事業である一時預かり事業との関係などが不明確であり、国の検討状況に応じて段階的に実施することが望ましい。
- このため、試行的事業の実施に当たっては、現行の取組においても対象とはなるものの使い勝手などの点からサービス向上の余地があり、さらに支援の必要性が一般的に高いことが見込まれる子どもや保護者も意識しながら実施する。

【旭川市】試行的事業（令和6年度）の内容

- 保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子どものうち、多胎児の定期利用を優先し、定員に空きがあれば、それら以外も利用可能とする（令和3年の双子出生数23組）。
- 認可保育所、認定こども園、幼稚園等の中から2施設（定員各6名を想定）を選定し、委託により実施する。
- 市は、必要に応じて受託事業者の協力を求め、本格実施を見据えた効果の検証を行う。
- 基本的なスキーム
 - ・おやこ応援課において乳幼児健診等の機会を通じて案内。
 - ・こども育成課からおやこ応援課に利用状況を提供し、必要に応じて個別対応を検討。

こども誰でも通園制度（仮称）と一時預かり事業（一般型）の比較

区分	こども誰でも通園制度（仮称） として想定している仕組み	現行の一時預かり事業	本市における一時預かり事業（一般型） 実施状況
位置づけ	現行の「子どものための教育・保育給付」とは別の「〇〇給付」	市町村が実施主体となる補助事業	同左
実施自治体	全ての自治体で実施	1269自治体で実施	13か所（令和4年度利用者数13,893人）
事業の目的等	全てのこどもの育ちを応援し、こどもも良質な 成育環境を整備するとともに、全ての子育て 家庭に対して、多様な働き方や、ライフスタ イルにかかわらない形での支援を強化するた め、0歳6か月～2歳の未就園児を対象に し、月一定時間までの利用可能枠の中で、就 労要件を問わず時間単位等で利用できる新た な通園給付。	①家庭において保育を受けることが困難と なった乳児又は幼児 ②子育てに係る保護者の負担を軽減するた め、保育所等において一時的に預かることが 望ましいと思われる乳児又は幼児について、 主として昼間において、保育所、幼稚園、認 定こども園その他の場所において、一時的に 預かり、必要な保護を行う事業。	【事業の目的等】同左
			【対象児童の年齢】原則として1歳以上就学前 までとする。
			【利用定員】1日当たりの利用人数は、おおむ ね10人程度とする。
利用時間等	月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単 位等で柔軟に利用。 ※2024年度の試行的事業では、補助基準上一 人当たり「月10時間」を上限として行うこと を検討。	補助事業として利用時間の定めはなく、市町 村によって上限の時間や日数を設けている。	【利用期間】原則として週3日又は月15日以内 とし、1か月を超えないものとする。ただし、 緊急保育はこの限りではない。
			【利用時間】実施施設の休所日を除き、午前8 時から午後6時まで（わんぱく保育園にあって は午前9時から午後7時まで）の開所時間帯で保 育を必要とする時間とする。ただし、実施施設 が、特に必要と認めたときは、利用時間を延長 することができるものとする。
利用料	事業者が直接徴収することを想定 ※一時預かり事業と同水準を想定	事業所が直接徴収することが基本 ※平均的には、1時間300～400円程度	1日1人当たり1,200円（4時間以内の場合は600 円）